

鳥取縣公報

公 告

鳥取縣告示第三百九十五號

昭和二十二年八月三十一日廣島地方物價事務局告示第四十四號（理髮料金の統制額指定の件）附記（一）の基準地區を次のように指定する。

昭和二十二年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、基準地區

鳥取市、米子市、東伯耆倉吉町

二、その他の地區

基準地區以外の町村

昭和二十二年九月一日

外 月 日

本報ノ大半ハ確定維持ヲ要ス

3900

鳥取縣公報 毎週 隔日發行（休日・當ル）

昭和二十二年九月一日 外

昭和二十二年九月十五日